

1. 件名：東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所に係る使用前事業者検査に関する面談

2. 日時：令和2年11月13日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁2階（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、平川主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官

東京電力ホールディングス(株)

原子力設備管理部設備技術グループ 課長 他15名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス(株)から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の使用前事業者検査を実施するに当たり、検査対象選定の考え方の変更について高圧炉心注水系ポンプを例に説明したい旨の申し出があり、面談を行った。

(変更前)

- ・構造、強度及び漏えいを確認するための方法に対して、設計及び工事の計画の要目表に記載されている内容（設計条件・仕様）に変更がない場合に、あっても使用前事業者検査の対象とする。（資料1. 添付資料① 6. 参照）
- ・機能及び性能を確認するための方法に対して、重大事故等時の通水・通気経路に該当する場合は系統運転検査、通水検査の対象とする。（資料1. 添付資料② d-1参照）

(変更後) 資料1. 添付資料③

- ・構造、強度及び漏えいを確認するための方法に対して、設計及び工事の計画の基本設計方針の記述に変更が無い場合は使用前事業者検査の対象としない。
- ・機能及び性能を確認するための方法に対して、設備の機能・使い方に変更がない場合は使用前事業者検査の対象とし、建設時の記録等にて確認する。

○原子力規制庁から、検査対象選定の考え方の妥当性について、今後実施する原子力規制検査において確認すること及び検査に際して既に取得したデータを活用する場合には、建設時の記録に限ることなく、定例試験等の活用可能

なデータを含めるなど、その妥当性について十分な検討を行った上で採用の可否を判断する必要がある旨を伝えた。

○東京電力ホールディングス(株)から、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料1：検査対象選定の考え方について